

令和7年度  
東広島市酒蔵通り新規出店支援事業補助金  
募集要項

目次

	ページ
1 制度の概要	… 1
2 対象業種	… 1
3 補助対象者	… 1
4 補助対象区域図	… 2
5 補助金額	… 2
6 申請方法	… 2
7 審査・選考	… 3
8 募集期間（スケジュール）	… 4
9 補助金の交付等	… 4
10 事業実施及び実績報告	… 5

《 申請受付・問合せ先 》

東広島市産業部ブランド推進課

電話：082-422-1032

Eメール：hgh200941@city.higashihiroshima.lg.jp

## 1 制度の概要

中心市街地の酒蔵通り（東広島市西条町において酒蔵が集積する地区に所在する道路及びその周辺の酒造施設群をいう。以下同じ。）周辺におけるまちの魅力及びにぎわいを創出するため、空き店舗等を活用して新たに店舗を設ける者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 対象業種

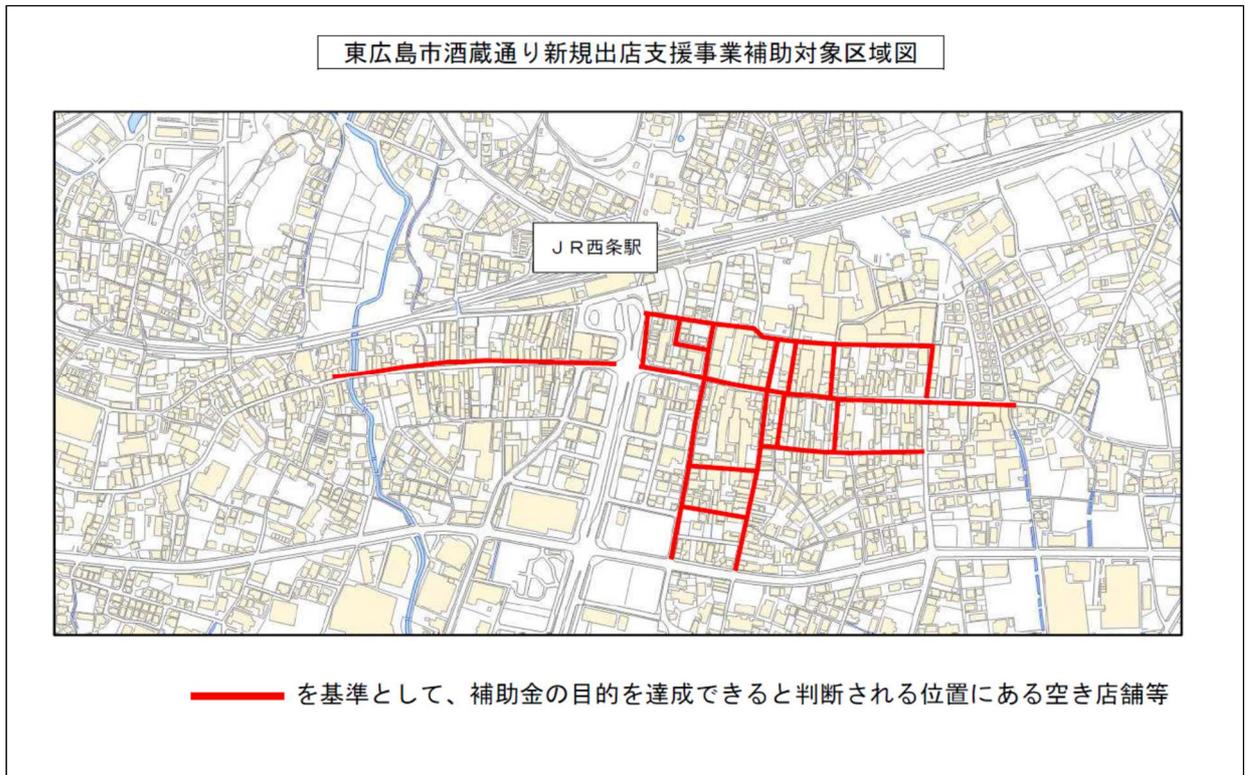
小売業、宿泊業・飲食サービス業又は生活関連サービス業・娯楽業に該当し、補助対象区域のにぎわい創出に繋がるもの（風俗営業を除く。）。

## 3 補助対象者

次の①～⑫を全て満たす方

- ① 正午以前に開店し、1日の営業時間の合計が6時間以上であること。
- ② 土曜日及び日曜日を含み、1週間につき5日以上営業を行うものであること。
- ③ 申請した年度内に営業を開始すること。
- ④ 当該店舗の営業に関する許認可等に関し、関係法令を全て遵守すること。
- ⑤ 市内からの店舗移転でないこと（ただし、移転元の既存建物の老朽化等により、店舗移転がやむを得ないと市長が認める場合を除く。）。
- ⑥ 補助の対象となった空き店舗等を補助金の目的に反して使用し、又は転貸しないこと。
- ⑦ フランチャイズチェーン形式の事業でないこと。
- ⑧ 申請内容に基づき、原則として、継続して3年以上事業を行い、地域の商店等と緊密な協力関係を図るよう努めること。
- ⑨ 店舗の形態、色彩その他の意匠を酒蔵通りの景観に配慮したものとする事。
- ⑩ 納付すべき市税について滞納がないこと。
- ⑪ 新規事業者が、空き店舗等の所有者、所有者と生計を同じくするものもしくは所有者の2親等以内の親族又はこれらの者が属する法人その他の団体の構成員でないこと。
- ⑫ 新規事業者が、東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者に該当しないこと。

#### 4 補助対象区域図



#### 5 補助金額

外装工事、内装工事、給排水工事及び電気工事に係る経費の2分の1。ただし、200万円を限度とする。

※当該額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨て。

#### 6 申請方法

次に記載した必要書類をブランド推進課へ持参または郵送にて提出してください。

持参の場合：令和7年5月1日(木)から令和7年6月30日(月)まで

(※市役所閉庁日を除く)

午前8時30分から午後5時15分までに窓口へ提出

郵送の場合：提出期限必着

##### (1) 必要書類

- ① 東広島市酒蔵通り新規出店支援事業補助金申請書<事前申請用>
- ② 事業計画書
- ③ 補助事業に係る収支予算書

- ④ 法人の登記事項証明書の写し（個人事業者の場合は、住民票の写し）
- ⑤ 空き店舗等の改装工事概算見積書
- ⑥ 店舗所有者又は仲介業者による空き店舗確認書
- ⑦ 空き店舗等の改装工事前の写真
- ⑧ 店舗改装後の外観のデザインイメージ（カラーの写真及びデザイン画等（手書き可））
- ⑨ 広島商工会議所の経営指導員の意見書

※申請にあたって、東広島商工会議所へ事業内容の相談を行い、意見書の作成を依頼してください。

- ⑩ 市税納付状況確認同意書又は市税の滞納がないことの証明書
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 7 審査・選考

募集期間内に提出された書類を基に、本補助金交付審査会が審査・選考を行います。

申請の内容について、審査会より質問があった際には事務局から申込者へ確認することがあります。なお、審査・選考を行う前に事業について説明をする場を設けます。

審査基準については次のとおりです。

審査基準	着眼点
にぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒蔵通りのにぎわいを創出できる魅力のある事業内容か</li> <li>・地域住民、観光客が立ち寄りやすい事業内容か</li> <li>・地域住民、観光客の消費意欲や滞在時間の増加につながるか</li> </ul>
実行性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店期間を通じて店舗を運営できる計画的な事業内容（店舗の運営、商品、サービスのラインナップ）となっているか</li> <li>・年間を通じて販売が可能な商品、サービスであるか</li> </ul>
事業内容の適正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が補助金を交付する店舗としてふさわしい事業内容か（公序良俗に反する内容でないか）</li> </ul>
意欲・独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業および新たな事業展開に対する意欲が感じられるか</li> <li>・利用者に配慮した、セールスポイント、創意工夫した点、商品、サービス内容であるか</li> <li>・創意工夫、独創性などの柔軟な視点があるか</li> </ul>

地域との調和 地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や観光客との関係を構築し、店舗の円滑な運営が可能か</li> <li>・地域住民や観光客への良い影響が期待できるか</li> <li>・市の商業、観光施策への協力が期待できるか</li> <li>・地域のセミナーや会合への参加意欲があるか</li> </ul>
景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の外観は周辺の景観に馴染むデザインか</li> <li>・周辺住民等に不快感を与えるデザインでないか</li> </ul>

## 8 募集期間（スケジュール）

※募集、審査状況によっては、追加の日程を設けることがあります。

### （1）書類提出

令和7年5月1日(木)から令和7年6月30日(月)まで

## 9 補助金の交付等

### （1）補助金交付採択の決定

提出を受けた事前申請書等について本補助金交付審査会が審査・選考します。その結果を踏まえて、補助対象事業及び補助金額を決定し、採択、不採択を通知します。採択された場合であっても、補助金の申請状況等により補助金額が申請額を下回ることがあります。

また、補助金の交付が決定した事業については、市ホームページ等に事業内容等を掲載することがあります。

### （2）補助金交付の申請

補助金交付決定の通知を受けた申込者は、補助金交付申請に係る書類を提出ください。

### （3）補助金の交付

本補助金は、事業完了後に補助金額を確定し交付する確定払いを原則としています。

**交付決定前の支出は、補助対象経費とは認められません。**

## 10 事業実施及び実績報告

### （1）実績報告

補助事業に係る経費の支払いが完了した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

### （2）補助額の確定等

実績報告書の内容を審査し、事業が適切に実施されたものと認められた時は、補助金額

を確定し、補助金を交付します。この際、補助対象経費となる額が補助金交付決定額を下回る場合には、交付決定額が減額されます。

また、概算払いを受けている場合で、清算金が生じた場合などは、速やかにこれを返還してください。

(3) 対象事業の中止・変更

やむを得ず対象事業を中止する場合は、事前にブランド推進課へ連絡ください。

(4) 関係書類の整理等

補助事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿やその証拠書類は、いつでも閲覧できるように整理しておいてください。また、その会計帳簿（予算書、決算書、出納帳簿等）や証拠書類（領収書等）は、補助金の交付に係る会計年度終了後、5年間保存しておいてください。

(5) 経営状況の照会

補助事業の営業を開始した日のから3年の間、各年度における当該事業に係る売上額、その他の経営状況について、報告をお願いすることがあります。

(6) その他

申請内容に虚偽があることが判明した場合や、事業が途中で打ち切られた場合、補助金を不正に使用した場合、その他本補助金の取り扱いにおいて不適切な対応が認められた場合には、補助金の交付決定を取り消し、又は、交付済みの補助金を返還していただく場合があります。